

資料

北欧の刑務所における発達困難を有する若年受刑者の 特別ケアの動向

ーフィンランドとノルウェーの刑務所訪問調査からー

内藤 千尋・石川 衣紀・田部 絢子・高橋 智

The Special Care of Youth with Developmental Difficulties in Nordic Prisons:
From an On-Site Visit Survey in Finland and Norway

NAITOH Chihiro, ISHIKAWA Izumi, TABE Ayako and TAKAHASHI Satoru

要 旨

本稿では、筆者ら「北欧福祉国家における子ども・若者の特別ケア」研究チーム(代表：高橋智日本大学教授・東京学芸大学名誉教授)が訪問調査したフィンランドのケラバ刑務所「Keravan Vankila」(2016年2月)およびノルウェーのブレットバイト女性刑務所「Bredtveit fengsel」(2018年3月)の処遇の紹介を通して、多様な発達困難を有する若年受刑者の支援のあり方を検討した。北欧福祉国家では「開放刑務所」や「社会内処遇」の考え方にに基づき、刑務所においても若年受刑者に対する「一般的な生活」「学校教育・職業教育」「就労を含む社会生活への移行」を保障している。そうした過程において多様な発達上の課題・困難を有する若年受刑者も徐々に自信を回復し、社会への移行支援体制がとられることで就労や社会的自立の機会を得ていることがうかがえた。

キーワード

北欧福祉国家 フィンランド ノルウェー 刑務所 発達困難 若年受刑者 特別ケア

目 次

- I. はじめに
- II. フィンランドの刑務所における若年受刑者の支援
- III. ノルウェーの女性刑務所と若年受刑者支援
- IV. おわりに

文献

I. はじめに

筆者らはこれまで少年院在院少年・少年院職員の調査を中心に「発達上の課題・困難を有する非行少年の実態と発達支援に関する研究」に取り組んできた。非行・犯罪に至った子ども・若者は「加害者」である前に、貧困・虐待・ネグレクト・いじめ・教育放置等の「被害者」であることが多く、各種の発達困難に応じた発達支援を必要とする者が少なくない(高橋：2015、内藤ほか：2015)^{1), 2)}。それゆえに、安心できる環境、信頼できる大人との出会いや適切な発達支援によって、発達困難を有し非行等の不適応状態にある子ども・若者も発達していく。

北欧においても多様な「育ちの発達の困難」(失業、低所得・貧困、ホームレス、早期結婚・離婚、不適応・孤立・引きこもり、アルコール・薬物依存、精神神経疾患、いじめ・虐待・暴力、非行・触法・犯罪等)を抱える若者が増加して、彼らの発達支援が大きな課題であることは日本とも共通している(内藤・高橋：2017、高橋ほか：2019)^{3), 4)}。

日本と北欧福祉国家では、触法・非行・犯罪を抱える子ども・若者の処遇システムは大きく異なる。例えばスウェーデンでは、未成年(18歳未満)の支援は保健・社会政策省健康福祉局の対応となり、日本の少年院にあたる施設収容(裁判の執行)を中央行政機関「SiS (Statens institutions styrelse)」が所管する国立少年教育施設において支援が行われ、学校教育も導入されている(内藤ほか：2016)⁵⁾。

本稿では、筆者ら「北欧福祉国家における子ども・若者の特別ケア」研究チーム(代表：高橋智日本大学教授・東京学芸大学名誉教授)が訪問調査したフィンランドのケラバ刑務所「Keravan Vankila」(2016年2月)およびノルウェーのブレットバイト女性刑務所「Bredtveit fengsel」(2018年3月)の処遇の紹介を通して、多様な発達困難を有する若年受刑者の支援のあり方を検討する。なお、ケラバ刑務所とブレットバイト女性刑務所の調査協力者に対して、事前に文書にて「調査目的、調査結果の利用・発表方法、秘密保持と目的外使用禁止」について説明し、承認を得ている。

また本稿は、高橋ほか(2018)フィンランドの刑務所での発達支援—北欧における子ども・若者の特別ケアの動向⑩一、『内外教育』第6667号⁶⁾および高橋

ほか(2018)ノルウェーの女性刑務所と若者支援—北欧における子ども・若者の特別ケアの動向⑪一、『内外教育』第6687号⁷⁾をベースに、加筆修正したものである。

II. フィンランドの刑務所における若年受刑者の支援

1. 刑務所における若年受刑者支援の概要

フィンランド刑法では犯罪者処遇について、罰金・執行猶予・社会奉仕命令・電子監視・拘禁刑、少年刑罰、若年者への保護観察付執行猶予、監督付自由、保護観察付仮釈放が規定されているが、これらの多くが社会内処遇に関するものである。社会内処遇のなかでも社会奉仕命令は最も多く活用されている。2018年の統計として若年者への保護観察付執行猶予700名、少年刑罰11名、社会奉仕命令2,009名、電子監視207名、拘禁刑2,325名(うち、同年に343名が社会奉仕命令に変更)であった(齋藤：2020)⁸⁾。

フィンランドでは刑事裁判により宣告された刑の執行を法務省の管轄下にある刑事制裁庁(Criminal Sanctions Agency)が担っており、3つの刑事制裁管区ごとに未決を含む被収容者の施設内処遇を担う刑務所(prison)、社会内処遇を担う保護観察所(community sanctions office)およびアセスメント・センターが配置されている。アセスメント・センターでは、面接等を通じて拘禁刑受刑者のリスクとニーズを評価し、刑の執行計画を作成するとともに、収容する刑務所を決定している(法務総合研究所：2017)⁹⁾。

刑務所は26ヶ所設置されており(2016年時点)、そのうち閉鎖刑務所15ヶ所、開放刑務所11ヶ所である。フィンランドでは長期の有期刑受刑者であってもアセスメント・センターによる決定を経た上で閉鎖刑務所から開放刑務所へ移送するなど、受刑中の開放処遇が積極的に行われている(法務総合研究所：2017)⁹⁾。開放刑務所はノーマライゼーションの理念に基づいて運営され、刑務所内でも一般的な社会生活と極力同じ生活を送れるような配慮により、スムーズな社会復帰を促すことに主眼においた施設である。受刑者は自律的に暮らすことが求められ、刑

務所から学校や職場へ通ったり、サークル等への参加などの外部との接触が保障されている。

受刑者に仮釈放を与えるのが原則であり、刑期の3分の2あるいは2分の1を経過すると自動的に仮釈放が与えられるが、満期釈放とするよりも、仮釈放により社会復帰させるほうが受刑者の改善・更生に資すると考えられている。

社会復帰や再犯防止の観点では、基本的な生活スキルの習得や就労支援も重要となってくる。フィンランドでは、受刑者が社会復帰していくための基礎的な能力を培うことを目的に、「職業、教育、リハビリ活動」等の多様な「刑務所活動」が準備されている。生活能力を強化し、自己管理・仕事に関する能力や技能を向上させることで、出所後の生活を自立・自律して営むことができるよう支援している。フィンランドの受刑者のうち6%が義務教育未修了であり、受刑者において多様な学習困難・支援ニーズがあることを刑務所側も強く認識している。そのため入所期間中に義務教育を修了し、職業教育を通して職業資格の取得や職業技能を高めることを重視している。

受刑者にも市民と同様に学習権があると考えられ、近隣の教育機関との連携により、学校教育・職業教育が刑務所内において提供される。学校教育の内容はフィンランド国家教育庁によるナショナルカリキュラムとそれに基づいて作成される地域カリキュラムに依拠しており、受刑者は就学した学校から卒業・修了証書を受け取ることができる。近年ではさらに高等教育の必要性についても議論されている。

職業教育では、「見習い」として職場で実践的に専門スキルを身につける学習形式なども用意されている。開放刑務所では特定の条件のもとで、受刑者は外部の学校や職業訓練施設へ通いながら学ぶことも可能である。職業活動の内容は、大工・金属・耕作・工事・プレート作業(道路標識など)・梱包組立・木造建築など多岐にわたり、熟練者試験の受験や専門資格を取得することもできる。なお、2012年の刑務所全体の収入850万ユーロのうち、受刑者の作業等による内部収入は200万ユーロであった。

リハビリ活動では、薬物治療・薬物リハビリ・薬物コントロール等の薬物乱用防止と生活管理のための様々な支援プログラムが用意されている。中核となる薬物リハビリでは、薬物に支配されている生活様式を見直す「短期動機付けプログラム」と犯罪か

ら離れたライフスタイルを支援するための「長期グループプログラム」が実施されている。

この他にもコミュニティベースのプログラムが各刑務所に用意され、このリハビリプログラムに参加する受刑者は、刑務所外の定められたオープンユニットで生活しながら薬物と向き合うことも可能となっている。薬物経験者の生活様式の改善のためにピアサポートも重視され、受刑者は刑務所内のピアグループ、外部のピアグループにも参加できる。

その他の重要な受刑者支援として、日常生活・社会生活上のスキルを身につけるために個別的な発達支援がなされ、料理・衣服管理・金銭管理・家族のケアなど生活管理を中心とした支援が提供される。また受刑者は一定の規則の範囲内で家族・親族と連絡を取り合うことができるが、これは社会的スキル・対話スキルの向上にも有効とされている。家族関係の修復・維持は特に重視されており、「家族キャンプ」とよばれる3～5日間の支援プログラムが実施されている。これは外部施設で家族と過ごすことにより家族との交流を深め、パートナーシップを発展させ、育児のスキルを学ぶことを通して、受刑者とその家族を支援することが目的とされたものである。

さらに個別のニーズに応じた心理社会的支援や発達支援が、心理士、ソーシャルワーカー、特別チューター、牧師等によって行われている。犯罪のない人生を導くための生活様式・思考様式の改善が目的であり、心理社会的支援や発達支援を通して個人や家族の生活における社会的問題を減らす取り組みがなされている。とくにソーシャルワーカーは、教育・福祉・住宅・雇用等に関わる行政当局や関係機関と協働して、受刑者の子ども・家族のケアおよび本人の社会復帰準備を支援している。

このように刑務所ではニーズに応じた社会復帰・社会的自立に向けた取り組みが行われているが、フィンランドでは刑務所のみで独自の支援を行うのではなく、他の行政機関や地方公共団体、民間の職業訓練教育機関等との連携体制による社会復帰支援が重視されている(法務総合研究所：2017)⁹⁾。

2. ケラバ刑務所における若年受刑者支援の実際

ケラバ刑務所(写真1・2)は1891年に7歳～14歳の

行動障害や規則違反等の男子少年を対象とした非開放刑務所(閉鎖施設)として設置されたのが始まりであり、1927年には少年刑務所(少年院)となった。

2001年以降は対象年齢が15歳以上とされたが、現在でも入所者において少年・若者の若年受刑者の割合が高く、外国人・移民も多く入所している。また2009年には閉鎖刑務所に加え開放刑務所としての機能が加わった(定員74名)。刑務所内では少年のみのユニットが設置され、成人とは分離収容されている。ケラバ刑務所の開放処遇部門は一般社会での生活に近く、「リラックス・安心できる」環境であると報告されている¹⁰⁾。

2016年2月の訪問調査時(写真3)、ケラバ刑務所では116名のスタッフ(所長、副所長、リハビリ担当、指導員、看守、サポートサービス、建物管理)によるケア・処遇が行われていた。現在、フィンランドには少年のみを対象とした刑務所はなく、施設の成り立ちから少年の多くはケラバ刑務所に収容されている。また少年受刑者の約90%がアルコール依存に

関連する問題を抱えている。アルコール問題はその後再犯率にも関連するといわれており、成人受刑者と同様に改善プログラムが実施されている。

受刑者のなかには、発達障害等の発達困難を有する者も少なくないが、刑務所はリハビリ施設ではないため、治療が必要な場合には外部の医療機関と連携してケアが行われている。

ケラバ刑務所内の開放刑務所における処遇では、社会復帰プログラムの受講が義務付けられている。具体的には学習や治療・リハビリが行われ、個別担任や特別指導員による支援、薬物中毒当事者のピアサポートが行われている。

受刑者は朝9時に作業開始および夕方の作業終了報告が義務付けられているが、それ以外の時間は敷地内の農場や作業所で過ごすことが認められている。また開放刑務所では体育館や図書館、芸術サークル等に自由に参加することが可能である(写真4)。

ケラバ刑務所では学校教育・職業教育を受ける機



写真1 ケラバ刑務所外観



写真3 インタビューの様子



写真2 ケラバ刑務所管理部門



写真4 開放刑務所の農場の様子

会が保障されている。条件付きであるが1人で刑務所から外の学校へ公共交通機関を利用して通学することもでき、学習指導員による個別支援も行われている。また、学校等と連携して「研修の場」として通う場合もあるが、これらは社会との繋がりが途切れないように、社会に適応するために行っているものである。

開放刑務所では大きな門や施錠された部屋がなく、服も自由であるため、閉鎖施設に比すると「逃亡すること」も一見可能である(写真5)。しかし実際にはそうした行為をする者はほとんどおらず、ケラバ刑務所の開放刑務所にいる受刑者のほとんどが、ここに収容されることに納得している。またケラバ刑務所の近隣住民は受刑者に対する不安はさほどもっておらず、むしろ受刑者が公共空間を清掃したりして地域社会を改善していると考えられる住民もいるという。

次に、閉鎖刑務所(写真6)では午前7時に起床、午前・午後の作業所での作業が生活の中心となるが、参加は強制ではなく各人の意思によるものとされている。拘禁刑は自由を奪うこと自体が大きな苦痛をもたらすこととされ、刑務所に収容されていること自体が刑に服していると考えられるフィンランドの処遇の考え方に基づいて、刑務作業の参加は義務付けられていない。なお、受刑者の学習ニーズに対し、閉鎖刑務所では通信教育が受けられるような配慮が行われている。



写真5 閉鎖刑務所内の様子

ケラバ刑務所では2001年より「WOP(Work out program)-rehabilitation」が実施されている。これは若年受刑者を対象に、社会復帰後の社会参加や社会生活を目指した総合的なリハビリテーションプログラムである。訪問当時は8名がプログラムを受講していた。

対象は17歳～29歳で、刑期が6ヶ月～10ヶ月の者である。ケラバ刑務所ではチーフスタッフ1名・指導員2名・看守2名の計5名によりプログラムが運営されている。プログラムの受講にあたっては、本人との面談や1ヶ月の研修期間を設けることで、実施の可否が丁寧に検討される。受講に向けて最も大切にされていることは、本人の「変わりたい」という強い意志の有無である。

プログラムは6ヶ月～12ヶ月の期間、平日6時45分～17時40分まで、日常生活スキル獲得の詳細なプログラムが編成されている。グループ学習や個別指導により、将来や出所後の生活に関する話し合いが行われていく。敷地内の農場では動物の世話が特に人気で、受刑者の心理的・教育的効果が高い活動とされていた。

このプログラムにおいて、受刑者は本名でお互いを呼び合うこととされている点が重要である。これによって自信と信頼関係が徐々に培われ、受刑者間にも互いを思いやる余裕や気持ちが生じてくるという。プログラムの一つである「成長グループ」では、刑務所の中において性、人間関係、価値観などの話題について自由に議論できるため、新しくケラバ刑務所へ入所した受刑者は驚くことも多い。

プログラムを受講する若者の様子として、プログラムを通して、グループ活動による信頼関係の構築



写真6 閉鎖刑務所内の集団居室

により、受刑者同士の助け合いや職員との信頼関係が生まれることが紹介された。「刑務所のスタッフは敵ではないのかもしれない」と、若い受刑者が考えを新たにしていこう様子も見られるという。参加者の約70%がプログラムを修了し、そのうち約50%は再犯に至ることなく地域で生活を送ることができている。

刑務所入所に至るまでに、大人に見守られながらの十分な経験や発達の機会を保障されてこなかった若年受刑者にとって、自己と仲間の理解を深めながら様々な経験を増やしていく本プログラムの教育支援は、彼らの発達にとって重要不可欠な機会となっている。

刑務所における処遇の中で、受刑者のスムーズな社会復帰への移行支援はとくに重要である。「閉鎖的な刑務所」は受刑者の社会復帰を困難にさせるため、「オープンな刑務所」であることが重要とケラバ刑務所の職員は述べていた。社会復帰支援においても外部団体・機関との連携が大切にされ、例えば刑務所出所者の自助団体である「KRIS」のメンバーと受刑者が入所中から関係づくりをすることもある。

Ⅲ. ノルウェーの女性刑務所と若年受刑者支援

1. ノルウェーにおける犯罪者処遇の概要

人口約526万人のノルウェーは高い生活水準かつ資源豊かな北欧福祉国家として知られる一方、日本や他の先進諸国と同様に、子どもが家庭・学校・社会等において各種の困難・危機に曝されていることも指摘される。

例えば、ノルウェーの子どもの犯罪のなかで暴力事件が最も多く、これらが保護者や家庭・養育環境の影響(家庭内暴力・虐待や保護者のアルコール・薬物依存症等)を受けていることや、インターネットやSNSの普及により薬物の問題にアクセスしやすくなっていることなど、他の先進国と同様の課題に直面している。

保護者による暴力に関しては、家庭内暴力が子どもにもたらす深刻で否定的な結果への認識の高まりや、1987年に制定された「親子法」などの法制度に

より件数は減少しているものの、面前DVを含む心理的虐待による問題は依然として深刻である。

また、全国で10~15万人の子どもが親の薬物・アルコール等の依存症に関連した困難を有していること、例えば、依存症を親に持つ子どもの約30%が、のちに同様の依存症の状態に至る「負の連鎖」が起こっていることも報告されている(高橋ほか:2018)¹¹⁾。

ノルウェーでは日本のような少年院や家庭裁判所は設置されておらず、子ども・若者全体の刑事施設収容も少ない。刑事責任年齢は15歳以上とされているが、子どもは極力、刑務所に入れないとされ、15歳から18歳までは若者犯罪者の特別処遇が行われている。また、彼らには刑法システムと子どもの権利条約が適用される(日本弁護士連合会:2011)¹²⁾。18歳未満の少年事件は、原則、検察官から児童福祉サービスに移送され、警察で作成された文書もソーシャルワーカーに送られる(浜井:2015)¹³⁾。

刑務所は、拘留所を兼ねているオスロ刑務所が定員400名と最も大きく、次に大きいのがハルデン刑務所の定員250名である。それ以外の刑務所では原則100名以下の規模で施設運営が行われている。その背景には、社会内での生活を想定した環境で処遇を実施するためには、職員が全ての受刑者の名前を把握できる施設規模が適正という考えが前提とされている(浜井:2015)¹³⁾。

犯罪者処遇において「犯罪は社会の問題」と捉えており、受刑者の社会復帰に向けた処遇がなされている。刑務所では、外に出る自由がないこと以外には、人としての尊厳が損なわれないような配慮が徹底されている。また、受刑者も刑務官も自主性を尊重されており、受刑者と刑務官は互いに敬意をはらっている(浜井:2015)¹⁴⁾。

受刑者に対しては進級制度が設けられ、徐々に制限を緩和したユニットへと移る仕組みがとられている。仮釈放は刑の3分の2を経過すると可能となり、受刑者自身の申請に対して保護観察官や刑務所の法務官が仮釈放を決定する(日本の地方更生保護委員会のようなものはない)。

刑務所内では職業訓練や教科教育のほか、認知行動療法を中心とした心理アプローチ的処遇プログラム(犯罪行動抑制プログラム、親業訓練、アンダー・マネジメント等)が行われている。出所後の社会復帰に向けて、社会復帰アドバイザーやソーシャルワー

カーによる支援が行われている。これらの処遇は、原則としてスタッフがチームとなり支援を行うが、刑務官・ソーシャルワーカー・教官のみならず、そこに受刑者本人を交えて処遇計画の作成・変更が行われている点も特徴である(浜井：2015)¹³⁾。

成人受刑者数はノルウェー全体で約4500名、そのうち200名～300名は女性受刑者である。女性の非行・犯罪とその対応に着目すると、初発年齢が低く、要保護性ゆえに刑事手続よりも保護・再教育を優先することから、犯罪傾向が進んだ後に初めて刑事施設に収容されることが少なくない。

女性受刑者処遇では女子に特化した生活改善のための処遇プログラム(VINN)が開発され、積極的に行われている(齋藤：2013)¹⁵⁾。また、処遇においてはオープンダイアログやリフレクティングの手法がとられるなど、「内的会話(聴くこと)」と「外的会話(話すこと)」が重視されている(矢原：2017、毛利：2018)^{16)、17)}。

2016年、ノルウェー立法府によって任命されている議会オンブズマンが「刑務所にいる女性」と題するノルウェー国内の女性受刑者を対象とした調査報告書を提出した。この報告書によれば、女性に適していない物理的条件の刑務所が残されており、トイレ等の衛生設備が不十分であると指摘されている。多くの女性受刑者は刑務所が安心・安全であると回答していたが、セクシャルハラスメントや虐待のリスクを抱えている事例も報告され、そうした状況を把握する仕組みも整えられていないことが指摘されている。

女性受刑者において性的虐待被害を経験している割合が高いことは以前から懸念されていたが、刑務所内で女性担当医にアクセスできる機会が十分に保障されていないことや薬物依存リハビリプログラムへのアクセスが男性受刑者に比して不十分であると指摘され、ノルウェーにおいても女性受刑者への配慮は、なお未整備な状況である。

Friestadら(2014)¹⁸⁾によれば、ノルウェーの女性受刑者141名の幼児期の被虐待経験では精神的虐待39%、身体的虐待36%、性的虐待19%であり、また精神的ネグレクト経験31%、身体的ネグレクト経験33%であった。さらに、こうした幼児期の被虐待経験は、その後の自殺未遂リスクと薬物乱用リスクを有意に増加させていたことも指摘され、刑務所にお

ける保健サービスが女性受刑者の二次予防において重要な役割であることを強調している。

2. ブレッドバイト女性刑務所における女性若年受刑者支援の実際

ノルウェー国内には女性専門の刑務所が5ヶ所設置され、その他にも女性部門を併設する刑務所が存在している。女性専門刑務所のうち、ノルウェーの首都オスロにあるブレッドバイト女性刑務所(写真7・8)は国内最大の女性刑務所である(定員64名)。対象は18歳以上の成人であり、調査訪問時の平均年齢は34歳であった。犯罪度が高い受刑者が送致されている。

18歳以下の未成年や障害等で特別な対応を必要とする受刑者は別の専門施設に入所する。若者を刑務所に収容することは「最終手段」と捉えられているため、20歳以下の女性が刑務所に送致されること自体が少ない。

ブレッドバイト女性刑務所は「受刑期間中に課せ



写真7 ブレッドバイト女性刑務所の外観



写真8 ブレッドバイト女性刑務所(ウェブサイト)¹⁹⁾

られることに対して真摯に丁寧に向き合うこと」「受刑期間を心身ともに安定して過ごすこと」「出所後の社会への移行支援」「再犯防止」の4点が処遇・支援の目的とされ、開放部門(定員45名)と閉鎖部門(定員19名)の2部門がおかれている。

刑務所全体の平均入所期間は3年半であり、犯罪傾向が進んだ者が送致されているため、全国平均の約1年に比して長い。若者が入所した場合には、できる限り開放部門へと配置されている。職員は85名で構成され、刑務官のほか社会復帰コーディネーター、ソーシャルワーカー、フリータイム指導者(音楽・娯楽)、児童福祉コーディネーター、医師・看護師(自治体からの派遣)、資格取得のための指導者(美容師等)である。

処遇内容は、受刑者が受刑期間を無事に終えるためのサポートや出所後の再犯罪に繋がらないための出所後の環境調整を行うことである。受刑者は確実に改善・発達していくという認識のもと、社会に出る前の「一步一步の前進」を支援する。多様な発達困難を有する受刑者が多く、暴力的・攻撃的、怒りのコントロールができない、自殺願望、自傷等の課題を抱えている。まずは規則正しい生活習慣を身につけることを重視しているが、スタッフは受刑者に対して「共に過ごす」「語り合う」ことを重要な処遇方針として、安定した生活基盤の形成を目指している。

生活基盤の形成とともに重視されているのが教育である。ブレットバイト女性刑務所では「学びがないと何もできない」「入所している間に新しいことを学び、孤独にならずに生活する経験を重ねる」という視点のもと、受刑者本人が納得できる学びを経て出所できるように、基礎的な学校教育の保障と職業教育プログラムの充実に注力している。

学校教育は地域の公立学校との連携・協働により、主に高校レベルの教育が提供されている。具体的にはノルウェー語、数学、理科、歴史、社会、英語等であり、本人のニーズに応じた「教育を受ける権利」が保障されている。授業を担当する教師は刑務所専属ではなくコミュニティから派遣されるために、教師5名分の予算が刑務所につけられて運用されている。

高校修了あるいは次の進路につなげるための教育支援が実施され、各科目を修了すると証書が発行される。座学のみならず、掃除・陶器・裁縫・ガラス工芸・食事作りなどの多様な活動(アクティビティ)

を織り交ぜることで受刑者同士の交流を促し、受刑者が孤立せずに他者との適切な関わりを経験できるよう工夫されている。一日のプログラムも、受刑者の状況や支援ニーズに応じて個別に配慮され、毎日のプログラムに安定して取り組むことに重きを置いている。

学校教育は受刑者の希望があれば20歳以降も受け続けることが可能であり、難民・移民等の基礎的な教育が不十分な受刑者の学び直しにも力が入れている。さらに大学にスタッフ派遣を依頼して、大学レベルの講義を受講することも可能である。

基礎科目に加えて、「栄養・食事コース」「デザイン・工芸コース」「企業コース」などの職業教育プログラムも提供される。こうした職業教育プログラムも受刑者や現代社会のニーズに適合した内容が揃えられており、受刑者側からの希望で「ヘアサロンプログラム」「バリスタ訓練プログラム」なども開設されている。「手工芸プログラム」ではプログラム修学証明書を発行しており、これをもって出所することにより職業や専門学校等への移行をよりスムーズなものにしている。

これらのプログラムにおける刑務製品は、地域企業等からの受注もあり、例えば自治体の障害者連盟から依頼を受けて箱庭療法用キットの製作を担っている。2017年には栄養食事コースと企業コースとの共同でケーキとデザートレシピブックが出版され、ノルウェー国内でも大きな反響をよんでいる(写真9)。本のタイトルである「Kriminelt gode kaker og søte fristelser fra Bredtveit fengsel」は直訳すると



写真9 受刑者によって出版され話題になったレシピブック

「ブレットバイト刑務所からの犯罪的に善いケーキと甘い誘惑」となる。

ブレットバイト女性刑務所では「ダイナミックな安全」と称し、安全な環境を設定するにあたり、制限や規則を厳しくすることで抑えるのではなく、「武器」を持たず、スタッフと受刑者が丁寧かつ視線をあわせて対話することを重視している。本人との「対話(ダイアログ)」に特化した認知支援のワークショップも刑務所内で実施されており、「表現する」「聴く」「会う(互いに話すこと、集まること)」「待つ」の4つを柱とするものである。

様々な活動(アクティビティ)においても専門の教育を受けたスタッフが担当し、前述のプログラム等では外部からの刑務製品の受注・製作・販売を行っている。筆者らの調査訪問時にも、テキスタイル等の作業が少人数グループで行われていたが、受刑者は担当スタッフの支援のもと、それぞれのペースで作業に取り組んでいた。

学校教育による学び・学力の向上、自身が作った製品が販売されて社会と繋がっていることの実感が、彼らの自信回復にも連動しており、学校教育と職業教育の双方の実施が重視されている。

出所後の再犯を防止するために就労は不可欠の条件であり、専門の外部担当者による就労支援も実施されている。入所中の就労移行支援に限らず、出所後すぐに仕事に就けない場合でも、支援機関とつながっていることが本人の安心・安定にかかわるため、出所前に支援機関や活動先への移行支援を行うことが重視されている。

ブレットバイト女性刑務所では、受刑者の子どもが面会を希望した際に利用できる建物が敷地内に設置されている。子どもから面会希望が出されると、面接実施の可否を子どもの学校・福祉関係機関と刑務所の担当者間で丁寧に検討される。受刑者と子どもの面会を認める際の大きな観点は「子どもにとって利益・意味があるかどうか」であり、子どもの人権や発達に重点が置かれている。面会が認められると、親子は家族面会のための建物で両者のみで食事や活動を行うことができる。

IV. おわりに

本稿では、訪問調査したフィンランドのセラバ刑

務所「Keravan Vankila」およびノルウェーのブレットバイト女性刑務所「Bredtveit fengsel」の処遇の紹介を通して、多様な発達困難を有する若年受刑者の支援のあり方を検討した。

北欧福祉国家では「開放刑務所」や「社会内処遇」の考え方にに基づき、刑務所においても若年受刑者に対する「一般的な生活」「学校教育・職業教育」「就労を含む社会生活への移行」を保障している。

日本の少年院や少年刑務所においても、より一般的な日常生活に近づけた開放型処遇を進めていくとともに、出院・出所後の生活を見据えての基本的な生活スキル・職業教育・就労の支援だけでなく、高校等の学校教育の保障や継続教育・専門教育・高等教育への接続への可能性を積極的に探り、少年・若者の教育と発達の保障を通して、地域社会に確実に移行支援していくためのシステム構築が大きな検討課題になっている(高橋ほか：2020、内藤ほか：2020)^{20)、21)}。

ブレットバイト女性刑務所では、スタッフと受刑者が「対話する」ことや学校教育・職業教育の保障が重視されていた。そうした過程において多様な発達困難を有する受刑者も徐々に自信を回復し、また社会への移行支援体制がとられることで就労や社会的自立の機会を得ていることがうかがえた。

彼らの社会的自立や発達の機会を保障していくためには、フィンランドやノルウェーのように刑務所内だけでなく地域自治体・教育機関・職業訓練機関等との連携・協働による社会復帰支援のあり方が検討されなければならない。

また、非行に至るプロセスに性差がないとの意見もあるが、これまでの研究からは女子の問題行動は男子に比べて後になって顕在化することや(松浦・橋本：2007)²²⁾、非行(虞犯・触法・犯罪)に至る女性青少年の場合には被虐待や発達困難を含め困っている状況に気付かれにくく、愛着関係・家族関係や学校生活における困難が増大していくものと推察され、早期に周囲が本人の発達困難に気づき、本人と家族への適切な発達支援を行うことが求められている。

日本の女子少年院においても多様な発達困難を有する女子少年が多く入院するなか、法務教官による丁寧な関わりによって、自己理解や自己表現力を向上させることや、愛着関係を築き、出院後の安定し

た生活を整える取り組みが行われている。しかし、
 出院後の就労や生活基盤の安定には入院期間だけでは困難な状況もあるため、女子少年院における学校教育との連携や就労につないでいくための移行支援・継続支援が大きな課題といえる。

文献

- 1) 高橋智「矯正教育と特別支援教育の連携の課題—全国の少年院における発達障害等の特別な配慮を要する少年の調査から—」『日本矯正教育学会50周年記念誌』, pp.17-22(2015).
- 2) 内藤千尋, 高橋智, 法務省矯正局少年矯正課「少年院における発達障害等の特別な配慮を要する少年の実態と支援に関する調査研究—全国少年院職員調査を通して—」『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』66, pp.107-150(2015).
- 3) 内藤千尋, 高橋智「北欧における非行・薬物依存・犯罪を有する青少年の発達支援の動向—スウェーデン・デンマークの当事者支援を中心に—」『矯正教育研究』62, pp.108-115(2017).
- 4) 高橋智, 内藤千尋, 田部絢子「北欧における非行・触法・薬物依存等の発達困難を有する子ども・若者の発達支援の動向—アイスランドとフィンランドの訪問調査から—」『矯正教育研究』64, pp.93-100(2019).
- 5) 内藤千尋, 田部絢子, 石川衣紀, 高橋智「北欧における非行少年の発達支援の動向—スウェーデンの国立触法少年教育施設の取り組みから—」『刑政』127(4), pp.72-80(2016).
- 6) 高橋智, 田部絢子, 内藤千尋, 石川衣紀, 石井智也「フィンランドの刑務所での発達支援—北欧における子ども, 若者の特別ケアの動向⑩—」『内外教育』第6667号, pp.14-17(2018).
- 7) 高橋智, 田部絢子, 内藤千尋, 石川衣紀「ノルウェーの女性刑務所と若者支援—北欧における子ども, 若者の特別ケアの動向⑬—」『内外教育』6687, pp.16-19(2018).
- 8) 齋藤実「フィンランドの社会内処遇: 社会奉仕命令, 電子監視及び監督付自由を中心として」『学習院法務研究』14, pp.55-67(2020).
- 9) 法務総合研究所「平成29年版犯罪白書」(2017).
- 10) Rae Ellen Bichell, In Finland's 'open prisons,' inmates have the keys, (2015)
<https://www.pri.org/stories/2015-04-15/finlands-open-prisons-inmates-have-keys> (閲覧日2020.10)
- 11) 高橋智, 田部絢子, 内藤千尋, 石川衣紀, 柴田真緒「薬物依存症者等を親に持つ当事者支援—北欧における子ども, 若者の特別ケアの動向⑭—」『内外教育』6690, pp.10-13(2018).
- 12) 日本弁護士連合会第54回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会編『海外調査報告書, 私たちは「犯罪」とどう向きあうべきか?—裁判員裁判を経験して死刑のない社会を構想する—』(2011).
- 13) 浜井浩一「社会復帰に向けたノルウェーの刑事政策」『季刊刑事弁護』81, pp.154-161(2015).
- 14) 浜井浩一「刑務所から見える日本の刑罰」『自由と正義』66(8), pp.16-22(2015).
- 15) 齋藤実「ノルウェーにおける刑事政策の現在(いま)」『学習院法務研究』7, pp.107-124(2013).
- 16) 矢原隆行「北欧の刑務所におけるリフレクティ

- ング・トークの展開」『更生保護学研究』10, pp.18-25(2017).
- 17) 毛利真弓「司法における「治療的」な関係とは一臨床心理の視点から見た治療的司法」『法と心理』18, pp.29-33(2018).
- 18) Friestad, C., Åse-Bente, R., Kjelsberg, E. "Adverse childhood experiences among women prisoners: Relationships to suicide attempts and drug abuse", *International Journal of Social Psychiatry*, 60(1),(2014).
- 19) Bredtveit fengsel og forvaringsanstalt , <http://www.kriminalomsorgen.no/bredtveit-fengsel-og-forvaringsanstalt.5022891-237612.html> (閲覧日2020.10)
- 20) 高橋智, 内藤千尋, 田部絢子「少年院における発達上の課題, 困難を有する少年への面接, 発達相談の試み」『刑政』131(4), pp. 42-51(2020).
- 21) 内藤千尋, 田部絢子, 高橋智「『発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン』の検討と改善課題—発達上の課題, 困難を有する少年院在院者への面接法調査を通して—」『矯正教育研究』65, pp.114-121(2020).
- 22) 松浦直己, 橋本俊顕「発達特性と, 不適切養育の楕相互作用に関する検討: 女子少年院在院者と一般高校生との比較調査より」『鳴門教育大学構報教育ジャーナル』4, pp.29-40(2007).